

**服部霊園納骨堂の改葬手続き**  
(お骨を取り出して、他へ納骨する場合)

2018年3月17日更新  
常任責任役員会(担当: 畑 直樹)

「墓地埋葬に関する法律」により、次のような手続きが必要です。

(服部霊園事務所に正式に埋葬許可証を提出して納骨手続きをしている場合は)

1. 服部霊園事務所にて「埋蔵証明書」を発行してもらう。  
(Tel.06 - 6854 - 3000 月曜定休、8:30-4:30)  
そのための必要書類
  - a. 「大阪市設霊園使用許可証」(日本メソヂストリヤン教団事務局が代行管理: 下記プロセス参照)
  - b. 「改葬届」(大阪クリスチャンミッション代表役員の印鑑押印されたものが必要)  
「改葬届」に必要事項を記入する。→提示、→[3]で霊園に提出。
  - c. 「埋蔵・収蔵・分骨証明書願」(大阪クリスチャンミッション代表役員の印鑑押印されたものが必要)  
必要事項を記入する。→提出。
  - d. 手数料¥250。
2. 豊中市役所(墓地を管轄する市役所)地域福祉室地域福祉グループに「埋蔵証明書」を提出。「改葬許可書」を発行してもらう。(当日発行可、30分程度)  
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所第二庁舎3階 Tel. 06 - 6858 - 2288  
埋葬者の家族が手続きをする必要があります。
  - a. 「埋蔵証明書」の提出
  - b. 来庁者の身分証明(運転免許書、保険証等)の提示が必要。
  - c. 手数料 ¥450。
  - d. 窓口で記入する書面に訂正が必要な場合は、認め印が必要。  
家族以外が手続きをする場合は、
    - f. 遺族の同意書(様式は地域福祉室にあるので、郵送依頼できる)に実印押印、印鑑証明添付
3. 服部霊園事務所に「改葬許可書」原本を提示し、写しを霊園事務所が取り、原本を受け取る。  
「改葬届」の提出  
「大阪市設霊園使用許可証」に異動の認印を受ける。
4. 遺骨の取り出し。  
(遺骨と「改葬許可書」を、次に納骨する霊園に届ける。)  
同時に、納骨堂内の教会別棚に常備の「服部納骨堂納骨者名」に異動を記入し、教会の同名簿にも記入。

-----  
上記1. のプロセスを行うために、以下の「A」が必要になります。

- A. 日本メソヂストリヤン教団事務局へ、大阪クリスチャンミッション代表役員押印済みの「改葬届」と同押印済みの「埋蔵・収蔵・分骨証明書願」、及び「大阪市設霊園使用許可証」の郵送をお願いします。

※2018年8月1日より教団事務局住所(及びFAX番号、メールアドレス)が下記へ変更となります。

〒563-0032 大阪府池田市石橋2丁目17-10-B

電話 072-762-5731 / FAX 072-761-8200

メールアドレス office@japan-mb.com

※可能な限り、eメールで手続きが進められるようご協力願います。

- B. 最後に、①「大阪市設霊園使用許可証」と、②「A」の時の郵送料を切手で同封し、日本メソヂストリヤン教団事務局へ、簡易書留で返送する。

従って全体では、A→1→2→3→4→B の順序で行う必要があります。

以上